

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに  
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準」の項目及び類型

ご意見をいただく項目は、「参酌すべき基準」及び「標準」に関する基準の類型です。  
(色付きの項目は除きます。)

- ①介護予防認知症対応型通所介護
- ②介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③介護予防認知症対応型共同生活介護(GH)

項目	① 通 所	② 多 機	③ G H	基準の類型
趣旨				—
定義	○	○	○	参酌すべき基準
指定地域密着型介護予防サービスの一般原則	○	○	○	参酌すべき基準
基本方針	○	○	○	参酌すべき基準
従業員の員数	○	○	○	従うべき基準
登録定員及び利用定員	■	○		従うべき基準
・事業者の資格(介護等事業経験年数3年以上)	■			参酌すべき基準
管理者	○	○	○	従うべき基準
代表者		○	○	従うべき基準
設備及び備品等	○	○	○	参酌すべき基準
・宿泊室、居室に係る部分		○	○	従うべき基準
・宿泊室、居室の床面積		○	○	従うべき基準
・共同生活住居の設備、入居定員			○	標準
入退去			○	参酌すべき基準
内容及び手続の説明及び同意	○	○	○	従うべき基準
・電磁的方法による文書の交付	○	○	○	参酌すべき基準
提供拒否の禁止	○	○	○	従うべき基準
サービス提供困難時の対応	○	○		参酌すべき基準
受給資格等の確認	○	○	○	参酌すべき基準
要介護認定の申請に係る援助	○	○	○	参酌すべき基準
心身の状況等の把握	○	○		参酌すべき基準
介護予防支援事業者等との連携	○			参酌すべき基準
介護予防サービス事業者等との連携		○		参酌すべき基準
地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助	○			参酌すべき基準
介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	○			参酌すべき基準
介護予防サービス計画等の変更の援助	○			参酌すべき基準
身分を証する書類の携行		○		参酌すべき基準
サービスの提供の記録	○	○	○	参酌すべき基準
利用料等の受領	○	○	○	参酌すべき基準
保険給付の請求のための証明書の交付	○	○	○	参酌すべき基準

項目	① 通 所	② 多 機	③ G H	基準の類型
利用者に関する市町村への通知	○	○	○	参酌すべき基準
身体的拘束の禁止及び記録		○	○	従うべき基準
法定代理受領サービスに係る報告		○		参酌すべき基準
介護予防サービス計画等の交付		○		参酌すべき基準
緊急時等の対応	○	○	○	参酌すべき基準
管理者等の責務	○	○	○	参酌すべき基準
管理者による管理			○	参酌すべき基準
運営規程	○	○	○	参酌すべき基準
勤務体制の確保等	○	○	○	参酌すべき基準
定員の遵守	○	○	○	参酌すべき基準
非常災害対策	○	○	○	参酌すべき基準
衛生管理等	○	○	○	参酌すべき基準
掲示	○	○	○	参酌すべき基準
秘密保持等	○	○	○	従うべき基準
広告	○	○	○	参酌すべき基準
協力医療機関等		○	○	参酌すべき基準
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	○	○	○	参酌すべき基準
苦情処理	○	○	○	参酌すべき基準
事故発生時の対応	○	○	○	従うべき基準
会計の区分	○	○	○	参酌すべき基準
調査への協力等		○	○	参酌すべき基準
地域との連携等	○	○	○	参酌すべき基準
居住機能を担う併設施設等への入居		○		参酌すべき基準
記録の整備	○	○	○	参酌すべき基準
基本取扱方針	○	○	○	参酌すべき基準
具体的取扱方針	○	○	○	参酌すべき基準
介護等		○	○	参酌すべき基準
・利用者負担による従業者以外の介護禁止		○	○	従うべき基準
社会生活上の便宜の提供等		○	○	参酌すべき基準

「■」共用型指定認知症対応型通所介護のみ